

静岡県告示第579号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年8月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

稲取加入区（稲取区域の大型定置漁業区分）

1 届出年月日

令和2年7月31日

2 発起人の住所及び氏名

賀茂郡東伊豆町奈良本1026

北川漁業株式会社 代表取締役社長 清水 三千春

賀茂郡河津町見高1095-2

有限会社 山下丸水産 代表取締役 飯田 行久

3 区域

稲取区域

4 区分

大型定置漁業区分